

衛星データを活用した農地利用効率化促進に係る実証業務委託要求水準書

1 業務名称

衛星データを活用した農地利用効率化促進に係る実証業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3 履行場所

山形市役所庁舎（山形市旅籠町二丁目3番25号）

4 概要

本業務は、衛星データとAI技術による農地利用状況の解析技術を利用して以下を目的とした実証を行い、その有効性を検証するものである。

- (1) 農地利用集約化及び農地利用効率化の推進
- (2) 農地パトロール（利用状況調査）業務の効率化及び省力化
- (3) 上記外の農業行政業務への活用

5 業務内容

(1) 農地利用集約化及び農地利用効率化

ア 農地の利用状況の見える化

衛星データとAI技術による農地利用状況の解析により、市内全域の農地の状況を可視化する。

イ 地域との話し合い等に使用する地図の作成

「農地利用の集約化、効率化」、「規模拡大希望者や新規就農者へのマッチング」に活用可能な地図を作成する。

(2) 農地パトロール（利用状況調査）業務

農地パトロール（利用状況調査）業務について、衛星データとAI技術による農地利用状況の解析により、現地確認作業と関連する事務作業を効率化・省力化する。

(3) 実証による効果検証、実証結果資料作成

上記(1)～(2)について、本事業の効果検証を行い、実証結果をまとめた資料を作成する。実証結果資料については、主に以下のア、イで使用する。

ア 県が開催する実証結果報告会

イ 市の令和9年度予算要求

(4) 上記(1)、(2)以外の農業行政業務への活用（提案必須）

多面的機能発揮促進事業（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金）について、現地確認作業を効率化・省力化する。併せて、現地状況把握の正確性を向上させる。

(5) 上記(1)、(2)、(4)以外の農業行政業務への活用（提案任意）

上記(1)、(2)、(4)以外のその他農業行政業務へ、衛星データ及びAI技術による解析結果を活用できるものがあれば提案すること。

(6) 農業委員会業務の効率化等

上記(1)～(5)の提案以外で、農業委員会業務の業務改善、効率化に繋がる提案があれば提案すること。

なお、本事項は、衛星データ及びAI技術による解析結果によるもの以外でも可とする。

(7) 研修

調査員及び農業委員会事務局職員が事業を実施するにあたって必要な研修を実施する。

- ・山形市役所庁舎での開催とする。
- ・1～2回を想定。（別途協議により確定）
- ・対象者は、調査員（約10名）、農業委員会事務局職員（3名）を想定。（別途協議により確定）
- ・説明に使用する資料等は提案者が用意する。

(8) スケジュール

想定スケジュールは以下のとおり。

なお、以下は目途としてのスケジュールであり、詳細は別途協議により決定する。

- ・5(1)で作成した地図は12月以降に使用する。
- ・農地パトロール（利用状況調査）は、8月から開始する。
実証対象地区は、9月中に開始することとするため、セットアップに必要なデータ引き渡し後1か月程度での納品とする。
- ・来年度の予算協議に間に合うように実証効果を提示する。（一部見込みでも可）
（令和8年12月を想定）
- ・県が開催する実証結果報告会に間に合うように実証結果をまとめる。
（令和9年2月を想定）

(9) 使用するデータの提供及び結果データの取り込み

ア 衛星データ及び AI 技術による解析に使用する提供可能なデータ

データ提供は山形市が行うものとする。

ただし、提供データの作成は、農業委員会事務局職員による対応が可能な範囲に限る。

データ変換等、提供データ作成のために費用が発生する場合は、提案者の負担とする。

(ア) 農地情報

・ Agency MAX 農地台帳システム（ユニオンデータシステム株式会社）

・ CSV 形式

(イ) 地番図情報

・ Pascal for LGWAN 固定資産税支援システム（株式会社パスコ）

・ s h p 形式

イ 農地パトロール（利用状況調査）結果データの既存システム（農地台帳システム）への取り込み農地台帳システムへの取り込み

(ア) 取り込み対象は、農地パトロール（利用状況調査）の結果とする。

(イ) 農地パトロール（利用状況調査）の結果は、山形市が導入している農地台帳システム（Agency MAX）へ取り込む。

(ウ) 取り込み作業は、農業委員会事務局職員が行うため、原則として取り込み可能な状態で納品すること。

(エ) 取り込みにあたり、やむを得ず農業委員会事務局職員によるデータ変換等の作業が必要な場合は、本提案に作業内容を明記すること。

(10) 運用支援

事業実施に伴う問い合わせ対応、運用サポートを行う。

(11) 費用

ア 今年度の本提案事項実施にあたって必要な費用を提案すること。

イ 次年度以降の事業実施について、事業実施した場合の費用を提案する各業務別に提案すること。

6 事業実施にあたっての参考情報

(1) 農地パトロール（利用状況調査）の実証地区

・ 衛星データを利用した AI 技術による解析は市内全域にて実施。

・ 農地パトロール（利用状況調査）の実証は、山形市と協議の上、実証実施地区（3

地区以上) を選定して実証を行う。

(2) 本業務における市内全域の地区数

- ・ 21地区 (18地域計画) ※複数地区で地域計画を構成する地区もある。

(3) 農地パトロール (利用状況調査) に利用可能なタブレット

ア 農地パトロール (利用状況調査) の際は、地区毎に1～2台利用可能。

イ タブレットの種類

令和4年度導入タブレット

- ・ 製品名 (型名) Lenovo Tab K10 (ZA8R0054JP)
- ・ OS とバージョン Android 12
- ・ 台数 16台

令和6年度導入タブレット

- ・ 製品名 (型名) Lenovo Tab K11 (ZADG0015JP)
- ・ OS とバージョン Android 13/14
- ・ 台数 8台

7 成果品

(1) 内容

- ア 実施計画書
- イ 衛星データ及びAI解析結果地図
- ウ 農地パトロール (利用状況調査) 結果データ
- エ 実証結果に関する資料
- オ 業務実施報告書

(2) 形式

印刷物及び電子データ (CD-ROMに入れる等) を提出すること。

(3) 納期

令和9年3月19日 (金)

※ただし、5(8)に示したスケジュール要件を満たすように、適時納品すること。

8 著作権等

本業務の成果物における著作権 (著作権法第27条及び第28条で規定されるものを含む。以下同じ。) は、受託者又は第三者が従前から保有していたものを除き、成果物の引

き渡しをもって市に譲渡されるものとする。受託者は、本業務の成果物について、受託者の知る限り成果物が第三者の著作権・権利を侵害しないものであることを保証すること。これを他業務へ流用することを禁止し、第三者との間に著作権・権利にかかる権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争の原因が市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任・負担において一切を処理すること。

9 守秘義務

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしないこと。また、契約終了後も同様とする。

10 その他留意事項

- (1) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、市と十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務実施に係る費用は、全て委託料に含むものとする。ただし、本市側で一義的に負担すべきと判断される経費についてはその限りでない。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 受託者の責めに帰すべき理由により、市及び第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償すること。
- (5) 業務施行にあたっては、関係する法令等を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。